

第 16 回 官業民営化等 WG 議事録（財務省ヒアリング）

1. 日時：平成 16 年 10 月 27 日（水）10:30～11:00
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 4 会議室
3. 項目：国税の徴収
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、八代委員、安念専門委員、大橋専門委員、
福井専門委員、美原専門委員
○財務省
国税庁 長官官房 総務課長 荒井 英夫
(以下「荒井総務課長」という)
国税庁 徴収部 徴収課長 高口 秀章
(以下「高口徴収課長」という)

○鈴木主査 それでは、お待たせしまして恐縮です。財務省から、国税の徴収に関してのヒアリングをしたいと思います。

あらかじめ質問は差し上げてございますので、10 分程度で御説明いただいて、それから意見交換をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○荒井総務課長 国税庁の総務課長をしています荒井でございますが、私の方から説明させていただきます。

質問事項は幾つかいただいておりますので、それに沿って説明させていただきます。

第 1 番目の質問が、アウトソーシングすることを禁止している法令の有無と、それから禁止しているのであれば、その合理的な理由についてということでございます。

答えのところに書いてございますように、国税の徴収に関する一連の手続は、国税徴収法に規定されております。

徴収法の中に、質問及び検査、搜索、差押え、換価の猶予、公売という流れになっております。これらの手続は、税務署長あるいは、徴収職員が行うという形になっております。それで、質問検査につきましては、これは不答弁とか、偽りの陳述、あるいは検査拒否、偽りの帳簿の提示ということが行われた場合には、罰則が付いているというものでございます。

搜索につきましては、単なる搜索をするということ以外に、滞納者の方に対して、住居の鍵とか、金庫の鍵について開けなさいというようなことが言えますし、滞納者の方が開けないと言った場合には、徴収職員自らが開けることが

できるというような権限でございます。

差押えにつきましては、これは御承知のように滞納者による財産の処分を禁止するというような権限でございます。

換価の猶予というのは、差し押さえた財産を公売にかけるのを少し止めておくということでございます。

それから、公売にかけると、こういうふうな流れになっております。それで、こういうような強い権限がある合理的な理由ということでございますが、2. の第2パラグラフのところに書いてございますが、国税の徴収に関する一連の手続は、例えば先ほど御説明しましたように、滞納者に住居の戸や金庫等を開錠させたり、または徴収職員自らがこれらの施錠を除去できたり、これは搜索でございます、それから、滞納者による財産の処分を禁止したり、これは差押えでございますが、これらのことをすることができる等、国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使であり、また、適切かつ公平な執行が要請されるものであるため、これらの事務を国家の事務として税務署長あるいは徴収職員が行うこととしたものであると考えております。

2 ページ目は、法文を参考までに書かせていただいております。

3 ページ目に、2 番目の質問で、民間開放する場合の法令上の手当ては必要となるのかと。具体的にいかなる部分なのかということでございますが、これは今、御説明しましたように、国税徴収法で規定されておりますので、国税徴収法のこの税務署長や徴収職員が行うとされていることにつきまして、民間でも行うというような何らかの規定を設ける必要があるということになるかと思えます。

次の質問でございますが、「公権力の行使について民間に授権するかどうかは立法政策の当否の問題であり、必要な範囲で公平性、中立性を担保する措置を講じた上で民間に行使させることは可能と考える」。そういうことをした上でも、なおかつ問題があれば、それを具体的に挙げていただきたいという御質問でございます。

一番最初に、我々は国税の徴収に当たっては、適正な納税を行っていない納税者に対して、先ほど御説明したように、非常に強い強制処分等を通じて、その是正を図るという強い権限を与えられておりますので、これらは国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使でありますので、このような公権力の行使に関する事務を民間企業に委託することは適当ではないと、まず考えております。

「仮に委託できたとしても」ということで、3 つほど掲げさせていただいておりますが、1 つは非常に強い公権力を民間に委託するということになるため、守秘義務やみなし公務員規定はもとより、設立や強制処分の執行に当たり国税

当局の認可が必要となる等極めて強い規制が必要となると考えられ、このような委託を民間開放とは言えないのではないかとということが１番目でございます。

また、注として、健康保険組合の強制徴収権限について書いています。それにつきまして見てみますと、この組合自体は健康保険法に基づいて、厚生労働大臣の認可を受けて設立されており、そのような意味で純然たる民間企業とは異なるということだと思えます。このような公共的な性格を持っている組合に与えられた徴収権限であってもということで、に書かせていただいておりますが、その行使に当たっては組合員に限定されるということと、この強制徴収権限を行使する際には、個々の事案ごとに厚生労働大臣の認可が必要になるという形で、極めて強い規制が課せられているということでございますので、この例にならば、（１）のようなことになると思っております。

（２）が、国税の徴収を、利潤を追求する民間企業に委託した場合、民間企業であるがゆえに、徴収しやすい納税者の徴収を優先して、事実関係が複雑で処理に時間を要する事案等への徴収は後回しになること。滞納者個々の事情に考慮せず、強い権限を持っていますので、一律に強制処分を執行するというようなことになろうかと思ひまして、そういうことを防止することを担保する措置は、民間企業であるがゆえにできないのではないかと考えています。そういう意味で、適正かつ公平な徴収が確保されないと考えられるというのが、２番目でございます。

３番目は、更に、受託企業が国税の徴収を円滑に行うためには、やはり国税当局が保有する納税者の取引や財産にかかる情報など、守秘性が極めて高い個人の情報を提供するということが必要になろうかと思ひますが、そういうことをすることが国税自身の行っている税務執行面への影響が非常に大きい。我々自身がそういう情報が得られなくなってしまうのではないかとということもございいますので、守秘義務上、困難と考えます。

もう一つは、受託企業について見てみると、受託企業自身も滞納者からいろいろな情報をいただかなければならないのだと思うのですけれども、民間企業であるがゆえに納税者が徴収に必要な自らの個人情報を受託企業に開示せず、円滑な徴収が行われないおそれがあると考えます。

以上の３つのことがあるのではないかとということで、書かせていただいております。

次のページの御質問は、全国統一的に徴収を行うためのマニュアル化がどの程度整備されているのかということと、徴収担当職員に対する教育がどのようなものになっているのかというものです。そのような十分なガイドラインやマニュアル化ができていれば、民間でも十分可能ではないかと。それで、専門性や統一性の担保というのは民間でもできることになろうかとは思いますが、そういう

ものができた上でもなおかつ起こる問題点について、羅列網羅的に挙げよという御質問でございます。

これにつきましては、我々も国税当局においては、税務行政の透明性を高めるために、法令の解釈や適用の指針について、できる限り通達等で明定してきております。

「しかしながら」と書かせていただいておりますが、徴収事案一件一件は納税者の取引・財産・権利関係がすべて異なっておりまして、これらを機械的に処理するようなマニュアルを作成することは不可能であると考えております。では、どうやって統一性を保つのかということになりますと、法令の適用や処分の妥当性について検討が必要なものについては、税務署、国税局、国税庁における監理担当部門において個々の事実関係を整理・検討し、法令等に則した統一的な判断を行っているというようなことでございます。

あと、このように国税の徴収の事務は一律機械的なマニュアル等による単純な処理ではございませんので、職員に対する教育、研修もきちんとやっておりますが、第2パラグラフのところに「具体的には」と書かせていただいておりますが、国税庁の研修教育機関である税務大学校において、国家種試験採用者（高卒程度ということですが）については採用後13か月、国税専門官（大卒相当ということですが）は4か月間、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項の習得を目的とした研修を受講させた後、税務署における実務経験を経て、より専門的な知識ということで、国家種につきましては3か月間、国税専門官については7か月間の研修を受講させております。このほか、徴収事務の担当職員には中堅職員等を対象とした徴収訴訟、滞納整理に関する高度な専門知識等を精通させるための各種研修を実施しているところでありますし、上席者による実地指導というようなことも行っております。

3番目として、我々は基本的には、国税の徴収に関する一連の手続というのは、公権力の行使ということでありますので、民間において公権力の行使にかかる統一性や専門性を確保する措置を講ずるのは、極めて困難であるとは考えておりますが、仮に国税の徴収について、何らかの統一性、専門性を確保した上で、民間企業に委託するとした場合であっても、繰り返しません、前問の4ページ目に掲げました2の（1）（2）（3）というような問題は同様の問題として起こってくるのではないかと考えております。

次の7ページ目でございますが、税の徴収に関する業務における裁量の範囲というのは、ごく限られている範囲にとどまるということであれば、業務の民間開放に適していると考えますが、貴省の見解を伺いたいというのがこの質問でございますが、これにつきましては、前問でお答えしましたようなことが、1、2に書かせていただいておりますので、3のところだけ御説明させていただき

ますと、「裁量的部分がほとんど存在しないのであれば」ということの具体的な意味内容というのは、ちょっと不明確なところもありますが、仮に一律機械的なマニュアル等により処理が可能であることを指すのであれば、前問で説明したようにすべてのケースをあらかじめ想定してマニュアルを作成することは到底不可能であり、民間開放はできないと考えるということでございます。

最後の御質問でございますが、国税の徴収に関するコストが、過去5年間で15%上昇しているが、今後コスト効率向上を現在の官の体制のままで達成できるのかということでございます。

これにつきましては、ちょっと徴税コストというような係数の意味合いをきちんと説明しなかったので、我々の方としても申し訳なかったと思っているのですが、この徴税コストというのは1に書いてございますように、租税及び印紙収入の総額に対する「徴税費」（国税庁全体の決算額から独立行政法人関係等を除く）の総額の割合により算出したものでございまして、徴税コストは、分母である租税等の収入が政策減税や景気の影響で減少した場合には、分子である「徴税費」に変動がなくても数値が増加してしまうというものでございます。そのため、徴税コストにつきましては、税込100円当たりの費用を一つの参考値として示したものでございまして、徴税コストをもってして税込確保のコスト効率という観点から議論することは適当ではないと説明してきております。

ちなみに、下の参考のところに書いてございますが、平成14年度の租税及び印紙収入は、平成10年度の89%と、景気の影響などから、税込が非常に落ちています。この89%への減少でほとんど徴税コストの増加の要因の大部分を説明できるような状況になっております。

3番に書いてございますが、「当庁でも、厳しい定員事情の中で」ということで、税込につきましても、平成10年度から国税庁の定員が純減しているという状況でございまして、こういう中でIT化やアウトソーシング化を行うことによって、事務の効率化やコストの削減に努めているところでございます。コストの効率化を定量的に示すということは困難ではございますが、滞納整理事務について見ますと、徴収事務を専門とする職員のみならず、課税事務を行う職員の支援も受けつつ、厳正な滞納処分に努めておりまして、最近5年間における滞納残高は毎年減少しているというような状況になっております。

私どもの方からの御説明は、以上でございます。

○鈴木主査 それでは、質問、意見をどうぞ。

○福井専門委員 ほとんど前回と同じことを繰り返されておられるだけですが、多少違うように思われたのが、4ページの「事実関係が複雑で処理に時間を要する事案等への徴収は後回しにする」。もう一つが、「滞納者個々の実情を考

慮せず一律に強制処分を執行する」という、この2点です。民間に委ねた場合の問題点として書かれていますが、これはどういう理由でこういうことが起こるとお考えでしょうか。

○荒井総務課長 民間企業でございますので、ある程度、利潤を追求するということになりますので、効率的な執行をすると考えられます。そういう効率的な執行をするということが、民間に委託することの意味だと思っております。そのようなことになってきますと、滞納事案につきますと、簡単に処理できるものと非常に複雑なものがある場合に民間としては優先的に簡単に処理できるものを処理していくということになってしまわないかと考えられます。

○福井専門委員 その場合に、簡単に処理できものを先に処理することはどうしていけないのですか。

○荒井総務課長 徴収ということについては、公平性というものが非常に重要だと思うのです。払わないと頑張った人間に対して、徴収をきちんとやらないということになると、払っている人間も、では頑張れば払わなくてもいいのかと考えられてしまいます。私はちゃんと払っているのに、こちらにいる方は頑張れば払わないで済んでしまっているという状況になってしまうということが考えられます。

○福井専門委員 ということは、今の国税庁なり税務署では、要するになかなか払ってくれない人と払ってくれる人と全く同一に扱っているわけですか。取りやすい素直に払ってくれるところを先に処理して、後でゆっくり難しい事案に手間をかけるというのは、公務員だってそれぐらいの気が付きそうなもので、現にやっているのではないかと思うのですけれども、そういうことは実はやっていないということですか。

○荒井総務課長 同時並行的に勿論、小口で大量に発生するというものの処理の仕方と、大口で時間のかかるものというのは、処理の時間の感覚が違うということはあると思いますが、民間の方に委ねた場合には、恐らく効率性というのを追求してしまって、時間のかかるものというのはほったらかしになってしまうのではないかと考えられます。

○福井専門委員 逆に言えば、税務署の職員は効率性を追及しないで徴税行為をやっているのですか。それはむしろおかしいのではないですか。そうだったら民間の方がはるかにいいということではないですか。

要するに、当たり前ですが、この事案の徴収行為とか、あるいは業務処理一般にそうですが、簡単なものを先に処理するというのは、これは公務員であってもイロハでしょう。だれだって、そう教えられたと思うけれども。

簡単なものを処理して難しいものは時間をかけ、人数も手間もかけて、きちんと齟齬がないように処理する。当たり前のことではないですか。それをやっ

てはいかぬという。何でそれが公平性に反するのか全く理解できないのですけれども。

○鈴木主査 ほったらかしてやらないというのだったら、これは受託義務違反ですね。でも、そんなことはあり得ない。一定の期間内にということなのだから、ほったらかすという意味がわからない。

○荒井総務課長 結局ある時間内にその全部を処理するということにはならないのだと思うのです。

○福井専門委員 それは国税庁がやったって同じではないですか。全部が全部一定期間内に目標値 100 % 達成していますか。

○荒井総務課長 そうではなくて、民間の方がやった場合には、やはりやりやすいところから優先的に行ってしまうと考えられます。

○福井専門委員 税務署職員はやりやすいところからやらないで、やりにくいところからやって、やりやすいものまで結局取りっぱぐれるということをやっているのですかとお聞きしているのです。

○荒井総務課長 そういうことではなくて、我々は効率性というようなことから離れて業務ができますので、どうしてもやらなければならないものがあれば、時間をかけてでも徴収を取ってくるというふうなことになるということでございます。

○福井専門委員 やりやすいものを先にやるということはおかしいことではないのでしょうか、一般論で言えば。現に税務署職員はそういうふうに行っているわけでしょう。やっていなければ、むしろそれこそ狂っていると思うけれども。

○荒井総務課長 そういうこともありますけれども。

○福井専門委員 その点について、どうなのですか。一般則として。

○荒井総務課長 そういう具合でやっています。小口で取りやすいところは先に取ります。

○福井専門委員 問題にされているのは、悪質で象徴的でこいつは後回しにするのでは、むしろほかの納税者から反発があるとか、あるいはほかの納税者に連鎖するというようなものなのでしょう。それらについては、余り後に回さない方がいいということをおっしゃっているわけでしょう。

○荒井総務課長 その部分について、民間に委託した場合に、時間をかけて、そのような滞納整理をきちんとやっていただけることが可能なかどうかということが問題です。

○福井専門委員 それを先にやった方がいいからということが目的なわけでしょう。

○荒井総務課長 目的は、滞納というのは発生しますので、発生したときに割と簡単に処理できるものと、先ほど言った難しいものがあります。

○福井専門委員 わかっています。御懸念のポイントを整理しているだけですが、御懸念は簡単なものは一般的には先にやっていいけれども、難しくても公平性を確保するとかシンボリックな意味合いがあるものについては、早くやった方がいいということでしょう。

○荒井総務課長 早くやると同時に時間もかけてやっていただかなければいけないということです。

○福井専門委員 わかりました。だったらそういうふうに指示すれば、それで済む話です。民間がやるから、自動的にそういうものが後回しになるというのは、そういうことを何も言わないで頼んだらそうかもしれない。当然、税務署の職員だって同じであり、何も政策的判断の指示を受けないで、ただ一定期間内に取って来いと言われたら、先に簡単なのを上げていくのは官民間問わず当たり前の判断です。

税務署職員であろうが民間受託先だろうが全く同じことで、業務上の指示なり指揮として、そういうものは別途の政策的意味合いがあるから早く取れと言えば足りる。それで、なおかつ民間がやらないなら、そんなところに頼まなければいいというだけで、普通は税務署職員より、よほど敏感に反応すると思います。違いますか。

○荒井総務課長 だから、どういう形での委託かということになってくるのかもかもしれません。

○福井専門委員 今のようなことが担保できるような委託の仕方にすればいい。簡単なことです。どんな業務委託でも、そんな指示はできる。

○荒井総務課長 そういう公平性を担保するために、要するに、ある事案について全部処理をなさいということをするということですか。

○福井専門委員 あなたはそんなこと言っていないではないですか。ある事案というのは、公平性を担保するために、特に政策的必要が高いものでしょう。それは個別に政策判断として国税庁、税務署でわかるという前提でしょう。わかったら、では、それについては後回しにするなど一言言えば、それで足りる。こんな簡単なことが民間にはできなくて、税務署職員にのみできるというのは、傲慢独善もはなはだしいと思います。

○荒井総務課長 民間の方にとってみると、やはり取りやすいところを最終的に取っていくことになるのではないのでしょうか。

○福井専門委員 だから、そうではないように指示されて、逆らって首になりたい民間業者がいるのですか。荒井さんが受託者だったら、それでも逆らって取りやすいところから先にやって、次から仕事が回ってこなくてもいいというぐらいご自身が愚かなのですか。

○荒井総務課長 ただ、そういう委託が可能なのかという問題があります。

○福井専門委員 可能です。法律知識をお持ちなのですか。専門家のはずでしょう。委託契約で十分縛れます。

○荒井総務課長 非常に難しくて時間がどれだけかかるかわからないようなものになってしまうわけです。

○福井専門委員 それは税務署職員がやったって同じことではないですか。難しさについては同じで、むしろ民間の方が、例えば、債権回収の専門家の方が弁護士にせよ税理士にせよ、専門家集団の方がノウハウがあるかもしれない。

○荒井総務課長 ただ、恐らくそういうような事案について、どれだけ事務量を投入しなければならないのかということは、やってみなければわからないということになってくるのだと思うのです。

○福井専門委員 やらせればいいではないですか。委託だったら成果主義で報酬を払えばいいんだから。

○荒井総務課長 そうなってくると、我々も滞納処分はいろいろとやっていまずけれども、事案によっては非常に悪質で、これはやらなければいけないというものについては、その滞納処分のために2年も3年もかかるということがあります。そういうようなものについてやりなさいということになりますが、そういうものについては、2年、3年で終わるというはっきりした目途というのはいないわけです。

○福井専門委員 だから何なのですか。

○荒井総務課長 そうすると、10年もかかるかもわからないし、もっとかかるかもしれないというものについて、民間の方で受託をするというような形が可能なかどうかということだと思うのです。

○福井専門委員 それはやらせればいいのではないですか。そういう前提でやらせればいい。それが大事だとおっしゃっているのだから、やらせなければ困るというわけでしょう。やらせなければ困ると言いながら、10年もかかるから取れないというのだったら、税務署職員だって取れないですよ。

支離滅裂なことを言うのは、もうやめていただきたい。

民間に投げたら複雑な事案を後回しにするなどというのは、でたらめもいいところだから、今、御自身で答弁されていて破綻しているとお気づきでしょう。

○荒井総務課長 私は破綻しているとは思わないです。

○福井専門委員 だれも納得できないむちゃくちゃな理屈です。そんなことを言い張るよりは、民間に対して、どういう指示内容でどういう委託内容だったら、きちんと政策判断を誠実に履行してもらえるかということを、前向きにまじめなセンスで考えていただきたいと思います。

○安念専門委員 今のは、報酬制度の組み方の問題であって、弁護士とか会計士というのは、みんなそれで商売しているわけですよ。どれだけかかるかなん

て、どっちみちわからないです。大きいM & Aなどはそうですよ。それをタイムチャージで行くか、それともコンティンジェンシー・フィー、つまり、手付金はなしで、成功したらこれだけの金をやるという形態もあります。その間にもまたいろんな報酬体系の組み方があるわけですが、それは民間企業が自己責任で受託するかしないかを決めることなのです。それは失礼ながら、荒井さんが御心配になってもしょうがない。受けるところは受けるし、受けないところは受けませんよ。

そして、さっき福井さんもおっしゃったけれども、できないものは民間でやろうと税務職員であろうと同じことなのだから、御懸念はもともとない。

荒井さんにこういう契約のフォームをつくれというのは、それはすぐできる話ではないけれども、そういうことは世の中で幾らでも行われていることであって、おのずからできるものはできるということです。

○福井専門委員 もう一つ、これも教えてほしいのですが、理由の2つ目で「滞納者個々の実情を考慮せず一律に強制処分を執行すること」が民間に出した場合の弊害だとあるのですが、これはどういう意味ですか。

○荒井総務課長 こういふような強い、例えば、差押えの権限とか、そういうのを持っていますので、そういう強制の強い権限を使った方が徴収しやすいということがありますので、簡単な滞納者に対しても差押えするとか、搜索をするということになってしまうのではないかという懸念です。

○福井専門委員 そんなことをする意味がどこにあるのですか。何で簡単なものに対して、より金も手間もかかることを、税務署職員ならいざ知らず、民間企業がする理由とは何ですか。

○荒井総務課長 だから、払ってくださいよと言って払っていただければ、それで済むのでしょけれども、払いませんよと言った方に対して、一律に、では差押えをしますと言って搜索して差押えをしてしまうということになってしまう。

○福井専門委員 易々と払う人に対して、民間企業だったら差押えをするだろうというのですか。

○荒井総務課長 違います。

○福井専門委員 どういう意味ですか。

○荒井総務課長 払ってくださいよと我々もお願いして、払っていただければ、それで済むのだと思うのです。ところが払いませんよと言う方というのは、一次的なレベルではかなりの数がいらっしゃるわけですね。そういう方に対して、一律的に、搜索したり差押えをするという状況になってしまうのではないのですかということです。

○福井専門委員 なったら何で悪いのですか。

○鈴木主査 逆に言うけれども、では、国税の職員だったら、どういう配慮をしているのですか。

○荒井総務課長 ですから、我々の方であれば、1回お願いして、それでもう一度お願いするとか何度かお願いして、ある一定以上のものについて、差押え、搜索というようなことをやっていくという形になってくるわけです。

○福井専門委員 お百度参りするための人件費を納税者が払っているのですよ。そもそもそんな非効率な徴収をしていいのですか。

払う意思がある人に対して、何度も何度も通うとか電話をかけると、それは人件費だって交通費だってかかるわけです。だったら、それよりはむしろ、差押がいきなりよいかどうかはともかくとして、できるだけ効率的に取るための工夫をするべきであって、税務署職員が現にそういう工夫すらしていないのだったら、なおさら民間ならより効率的にやりますね。おっしゃっていることはむしろ逆です。民間に委託した方がいい理由を述べておられるにほかならない。

○高口徴収課長 よろしいですか。先ほどの徴収しやすい方を優先するという問題と結局同じ答えが返ってくるかもしれませんが、この実情を考慮するというのとは、今、総務課長が申し上げていたことのほかに、何でも徴収ありきということではないわけですね。今、福井先生がおっしゃられたのも、要するに誠意がないものに対して、なぜ差押えをして悪いのかとおっしゃられましたけれども、滞納になっている人について、すべての人に誠意がないわけではないわけで、むしろお金がないから払えないという人が多いのが実情ですね。払いたいけれども払えないという場合に。

○福井専門委員 財産があっても、その人の財産にかかっていくべきではないとおっしゃりたいのですか。

○高口徴収課長 そういう場合もあるということです。

○福井専門委員 なぜですか。

○高口徴収課長 例えば、自宅が財産としてあります。でも、やっている商売では赤字になって税金は払えない。過去の税金について、現時点で赤字になっていますから払えない。そういう人の自宅を差し押える場合があります。

でも、それをすぐ公売するかというと、そうではないです。その人はその自宅を売ってしまえば、もう住むところがないということになるわけです。ますます税金が払えない。

そういう場合に、差押えをしたものをすぐに換価して、現金を一部でも入手するという方向に行くのか。それともとりあえず差押はするけれども、換価は猶予して。

○福井専門委員 将来事業が回復する場合には、そちらで税金を取った方がいいのだという判断ですか。

- 高口徴収課長　そうです。
- 福井専門委員　それはどういうふうに判断するのですか。このままもう倒産してしまっ。
- 高口徴収課長　ですから、換価するよりも。
- 福井専門委員　最後まで聞いてください。

例えば、こういうケースです。その事業が左前で自宅は財産がある。その自宅をそのまま見過ごして倒産してしまっ、自宅もだれか別の債権者に差し押さえられてしまっ、国税庁が。

- 高口徴収課長　ですから、差押えはすると言ったではないですか。
- 福井専門委員　聞いてください。そんなことはわかっています。

例えば、差押が出遅れて、そのまま競売換価されたら財産がなくなってしまうかもしれないという場合が1つ。

- 高口徴収課長　ですから、差押えは。
- 福井専門委員　最後まで聞いたらどうですか。そんなことはわかって言っている。あなたの言うように、差押えはしたけれども、競売換価を待つというのが一つある。それから、そもそも先に差し押さええてしまっ、すぐに競売換価するというケースもある。

その場合に、私が例えば、1つ目であれば明らかですが、そういうときに差押えもしないで持って行って、漫然と民間の債権者に取られるということは、やはりあってはならないということは、恐らくこれは税務署でもやっておられる運用だと思う。

2つ目で、やはりわからないのは、差押えをして換価を待つというときに、換価を待っていた方がかえって税金が取れるのだというのは相当高度な判断なわけ。どういう場合にそうなるのかということは。だから、その場合の判断基準を教えてくださいたいのです。どういう場合に取れるのかということです。

- 高口徴収課長　ですから、法律に書いてあります。
- 八代委員　だから、法律に書いてあるのは、法律どおり民間にやらせればいいので、なぜ民間事業者だと法律に反するようなことをすると考えておられるのですか。
- 高口徴収課長　ですから、先ほど、総務課長からもお答えして、福井委員の方から、それは逐一そういう指示を民間にすればいいのではないかと。そうすればできるのではないかと。報酬は成果主義で払うような、そういう報酬の組み方をすればいいのではないかという議論になっているかと思うのですけれども、では、そういう民間委託というのは何なのかということなのですね。そこを議論しないで。

○ 福井専門委員　今の換価のことに限って説明してください。

○ 高口徴収課長　私の方も意見を申し上げさせていただきたいと思うのですが、要するに突き詰めて言えば、極論を言えば、ここで議論していることはすべて仮定の話として、今、国税組織でやっていることを全部民間で指示してやらせるという形で、そういう民間企業等があればですね。

○ 福井専門委員　論点が逸れているので戻します。こちらの指示に従ってください。私の聞いたことに答えていないではないですか。

競売換価するときに、要するに差押えの後、時間をかけた方がいい場合というのは、法律に書いてあると言われた。法律に何と書いてあって、それをどうやって判断するのですかということです。

八代委員も今、重ねて質問したように、書いてあって簡単にできることだったら、なおさら民間でできるのではないですかということです。

○ 荒井総務課長　これは法律上見ていただくと、２ページ目に条文があって、下から２つ目のところの「換価の猶予の要件等」ということで、151 条の 1 です。 「その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき」。

「その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき」という形です。法律上は割と抽象的に書いてありますので、このところで各事業の実態をどう判断するかという問題になってくるのだと思います。

○ 福井専門委員　気にされているのは、この条文のことですね。

○ 荒井総務課長　こういうふうなときに例えば、差押えをされたときの換価の猶予という手段をとるのか、公売を取るのかとか。あるいはその差押えをするのかしないのか。例えば、アパートなどの経営をしているような方というのは、財産として、そのようなビルなどを持っているわけですが、このようなビルの差押えをしてしまうと、銀行からの融資が受けられなくなってしまうので、ここは差押えをせずに、商売を続けた方が収入も上がってくるし、国税の徴収の方にも有利になる可能性もあります。そのようなことがいろいろと個々の滞納者によって事情が違ってきますし、そのときに民間の方にとっては勿論その財産がありますので、財産について差し押さえして換価するというのが一番手っ取り早い収入の得方だと思うのです。

○ 福井専門委員　わかりました。この条文は民間企業が受託したら無視されるというふうに思っておられるわけですか。この４ページで書かれていることは、151 条の 1 項違反をするに違いないという言い分でしょう。どうしてですか。

○ 荒井総務課長　そういうような一律的な執行になってしまうとの問題です。

○ 福井専門委員　一律的にやれというのではなくて、この法令を守ることを前

提に委託するというのは、当然の前提でしょう。

○荒井総務課長 ただ、この法令の内容がこういう形で書かれていますので、判断のレベルをどこに置くかという問題があるかと思うのです。

○福井専門委員 だから、何で民間はこういう判断ができないのですか。

例えば、サービサーとか債権回収業者というのは当たり前ですけども、国民同士の債権債務関係だって、売っ払ってしまうよりは、例えば、事業を継続させた方が長期的に見れば、より債権がたくさん確保できるかもしれないということは、日々、むしろ税務署職員の皆さんなどよりは、はるかにぴりぴりした極限状況で判断しているわけです。彼らが何で今、差し押さえてしまったら、もっと取れるはずの税金をみすみす逃すような、そういう間抜けな取り方しかできないというふうに断ぜられるのか、根拠がわからない。

○荒井総務課長 だから、基本的には民間企業で利潤を追求するということになっていますので。

○福井専門委員 利潤を追求するのだったら、つぶしたら困るではないですか。サービサー会社はそんなことはしないでしょう。

○荒井総務課長 利潤を追求することになるのではないかということでございます。

○福井専門委員 民間のサービサー会社はそんな判断はできないということですか。やっていないですか。そんなに愚かですか。

○荒井総務課長 そこまでは私は知りませんけれども。

○福井専門委員 知らないのだったら、軽々しく言わない方がいい。税務署職員だけの専売特許ではない。長期的に見て、債権を回収するというのは、あらゆる債権者、特にプロの債権者集団にとっては、セオリーです。そんなことも知らないで税務署職員だけができるなどというのは、思い上がりもはなはだし

い。

○安念専門委員 151条2項に書いてあることは一般論としては誠にそうあるべきものなのだが、問題は今も若干意見にあったけれども、これはまさに民間企業が、法律に書いてある、書いていないとかかわらずに、日常のビジネスとして当然のこととして、いわば本能的にやっていることですね。つぶすよりは生かしておいて金を少しずつ取った方がいいと。それはだれでもそう思っているのですよ。それは当たり前の真ん中の話であって、税務署の署員だからできるとか民間企業だからできないというのは、ちょっと私には非常に不思議な議論に聞こえるのですがね。

○荒井総務課長 私はどういう形で民間委託をするのかという形とか、そういうのが見えていない議論なので、恐らくこういう議論になってしまうのだと思うのですけれども、極めて特定の団体みたいのがあって、ある程度そこにこう

いう基準が適用できるのですよ、みたいな形で見えらるというような者に委託するのと、全く一般の民間の企業で本当に自由に活動される民間の方に委託するというのと、本当に何でも構いませんよという形にするのか、そういう辺りの概念が多少、先生方と我々と違っている。

○福井専門委員　むしろそういうことを前向きに議論させていただくのはいい。何かこういうまるでどこに出ても通らないようなことで空中戦をやるよりは、今おっしゃったようなことを詰める議論をこれからお願いします。そういうのだったらわかる。

○荒井総務課長　そういう民間の委託のイメージみたいのが違ってきますし、恐らく先生方のイメージというのは、極めて割と規制がいろんなことをできるといようなところのイメージで民間委託のところを考えてきて、いろんなことを縛りがかけられるといような。

○福井専門委員　それはそうです。健康保険組合のことをよく例に出されるけれども、この程度並みにやるべきかどうかはともかくとして、当然課税主体というのは税務署なり国税庁であり国なんだから、国の債権徴収である以上、しかるべき規制なり、あるいは監督措置が加わるというのは当然のことです。

○荒井総務課長　そうなってくると要するに我々の理解できないのは、ここにも書かせていただいたのですけれども、民間の能力を活用するといようなことの意味合いです。

○福井専門委員　民間は取りっぱぐれたら倒産するのです。あるいは次に受託などももらえないのです。税務署の職員さんは取りっぱぐれたり滞納額が増えても、それで何かサンクションを受けることはありますか、というのが答えです。

○鈴木主査　時間も来ておりますから、我々がこの国税の徴収という事柄について言っているのは、基本的には国税に関するいろいろ基礎調査というのがあるでしょうね。そして、税金の申告があるでしょう。そしたら、その申告に対して、そのよしあしを判断する査定という問題がありますね。その次には支払いという問題があり、支払わない人に対しては滞納処分という一連の流れがあるのでしょうか、そういうものに対して、私どもは今言った、これは国家権力の行使なのだから、ここのところは絶対だめだといようなことでストップをされないようにして、門戸を開くということをやってくださいということです。どういう人に対して、それができるのかということは、まず門戸を開いた後で国税庁の方で検討してくださいといことを言っているわけです。今日は滞納処分のところの議論が中心になっていますが、そういう問題意識で考えているといことを御理解いただきたいのです。

ついでに言いますと、現在の国税は、申告納税主義になっていますね。この前も申し上げましたけれども。その形になっており、さっき御説明のあった税

務大学校で研修をなさっておるということなのですから、この税務職員が退職すると、自動的に試験を受けなくても税理士になりますね。その関係がこの国税に一律性がないということと結びつくようになるのか。一律性がない、つまり、ひとつひとつの企業によって売り上げとか費用とかが違うというのは当たり前のことです。当たり前のことですけれども、そういう一律性がないことと、申告主義ということを経験として、税務官吏もリタイアした後はどこかで税理士をやるわけで、そうすると先輩後輩というような関係という疑惑はもたれないでしょうね。これは昔から指摘されている問題です。

という関係で不透明な点もあるということも、これも視野に入れなくてはということですが、ポイントはもう一回言いますけれども、税金に関わる問題のすべてを一括してやるという門戸をまず開いて下さいということです。そうしたら、どういう人が応じてくるのかは、勿論変な人にやってもらってはいけないことは当たり前のことですから、それはその後に考えていくべき問題だというふうに考えて、応じる人がいないという議論をあらかじめする必要はない。いかなかったら委託できませんということだけですからね。だけど、本当にいないのかと言ったら、私どもはそうではないという認識に立ってやっております。

さっきの問題をもう一回リフレインしますけれども、今の国税のシステムの中で一つの問題は、なぜ国税徴税官僚をやった場合には税理士資格を自動的に与えるという仕組みになっているのか、その中で国税職員と税理士との間でいわゆる裁量決定が行なわれることはないのか。この問題もやはり重要な視点だと考えております。税理士試験というのは積み上げ試験です。さっき言ったような立派な教育をやっておられるのだったら、その都度、試験を受けて、普通の民間の税理士と同じように試験を通して、堂々とおやりになればよいことで、勤め上げたら自動的になる。そこら辺の問題も併せて視野に入れさせていただきたいということを申し上げて、今日は時間の都合でまだまだ議論は尽きないと思いますけれども、そんな視点でも考えておりますということを申し上げて終わりたいと思います。

○荒井総務課長 後段の部分については、税理士試験につきましては、我々としてもきちんとしたような形で、例えば、会計とかそういうことについては通信教育とかそういう形で資格を、それだけの能力があるということを確保した上で、税理士の方に行くという形のシステムは取っているということが1点。

鈴木主査の方から、前回ヒアリングのときにもお話がありましたけれども、OBと現職職員との間の何かなれ合いみたいなことをおっしゃいましたけれども、我々はOB職員であったとしても、税務調査とかそういうことについて、OB税理士であるがゆえに何か特別な配慮をするということありませんということだけ言わせていただきたいと思います。

○鈴木主査　そういうふうに言わざるを得ないというはよくわかります。

○八代委員　一言だけなのですが、何か先ほど、高口さんの方から、何か我々が国税庁を民営化しようというふうに考えているような趣旨の御発言がありました。私はそんなことは全く考えていないので、今、税務職員というのは余っているのではなくて、不足しているわけですね。それは当然認められるわけですね。もう今で十分だと思っておられるわけですか。

○荒井総務課長　増員要求はしています。

○八代委員　増員要求どころか、もう全然これは足りないのでは。しかも、この徴収コストを見れば、効率性が高く、仮に1人税務署職員が増えれば、その人の給料以上の税収が入ってくるような状況でしょうね。そうであれば、今、一人でも職員が欲しいときに、単なる定員要求をするのではなくて、民間人を増やせば、これだけ今、財政状況が厳しいときに国に貢献するとは思われないのですか。

これは警察の場合と同じで、公務員が極端に不足している官の部分であればこそ、民間を活用することが、まさに国税庁の使命を果たすために重要だという認識があたりだとすれば、先ほどのような後ろ向きではなくて、どういう委託方式にすれば国税庁の考えておる政策目的を実現できるかという前向きな方向で考えられるはずなのであって、だめだだめだと言うだけではなくて。

○荒井総務課長　我々は一番最後に書かせていただきましたけれども、非常に定員事情の厳しい中で、こういう行政をやっていかなければいけないということなので、可能な限りアウトソーシングするなりIT化するなりアルバイトを使うといった形でやっておりますけれども、この徴収事務に関しては、アウトソースすることは難しいと考えています。

○福井専門委員　それは理屈をちゃんと持ってきてからにしたい。今日も結局何一つ付加価値のある反論はなかったというのが総括です。民営化の議論が出ましたけれども、とにかく自分のところの職員でないと仕事をさせたくない。そのための定員要求をする。しかも手段がないと言っているようなところ、私はちょっと八代委員とニュアンスが違いますが、こういう答弁を繰り返される組織だったら、なおさらそれ自体を民営化をした方がいいのとはだんだん思ってきました。

○鈴木主査　では、そういうことですから、今日は一応ここまでにしたいと思いますが、この問題は非常に重要な問題でありますから、私どもとしてもトッププライオリティーを置いて議論をさせていただきたいと考えておりますから、よろしくお願いいたします。

どうも御苦労様でした。